

高取町スズメバチの巣駆除補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スズメバチによる危害を防止し、町民生活の安全を守り、より良い環境づくりに寄与するため、スズメバチの巣を駆除業者で駆除した場合に要する費用に対し、高取町スズメバチの巣駆除補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチ ハチ目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。
- (2) 駆除業者 ハチ等の駆除を標榜する者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内において、スズメバチが営巣している建物若しくは土地（以下「建物等」という。）の所有者、管理者又は貸借している者であつて当該建物等の所有者又は管理者から駆除に係る承諾を得た者であること。ただし、国及び地方公共団体等が管理する建物等を除く。
- (2) 空き家で所有者が不明な場合や建物等の所有者等が駆除せずに通行する者に危険が伴う場合に自治会で駆除するときは大字区長。

2 前項に規定する交付の対象とならないものへの対応は別に定める。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、駆除に要した費用の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、10,000円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、高取町スズメバチの巣駆除補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 巣の駆除に要した費用の領収書の写し
- (2) 巣の駆除を実施した現場の位置図
- (3) 駆除する前と駆除した後の現場の状況が分かる写真（駆除した巣が分かるもの）

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、高取町スズメバチの巣駆除補助金交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた者は、高取町スズメバチの巣駆除補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 町長は前条の規定により請求書の提出があった場合は、請求日から起算して30日以内に請求者の指定する口座へ振り込むものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。